

令和8年5月29日

各 位

会社名 株式会社 ミクニ
代表者名 代表取締役社長 生田 久貴
(コード：7247 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員 コーポレート副本部長
山田 新治
TEL 03-3833-0532

社内調査チームの調査結果及び再発防止策に関するお知らせ

当社は、令和8年4月27日付「連結子会社従業員による不正行為の判明および令和8年3月期通期決算の発表延期に関するお知らせ」にてお知らせいたしました不正行為（以下「本件」）に関し、本日、社内調査チームより調査報告書を受領いたしました。

本件は、当社連結子会社である台湾三國股份有限公司（以下「台湾三國」）の元従業員による横領行為等であり、当社は、社内調査チームを設置し、日本及び台湾における法律事務所、公認会計士事務所等の外部専門家の助言及びレビューを受け、本件の全容解明、原因究明を行うとともに再発防止策の検討を進めてまいりました。

社内調査チームの調査結果を踏まえ再発防止策を策定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社内調査チームの調査結果

社内調査チームの調査結果の概要は、添付の「調査結果概要書」をご覧ください。

なお、本件については、元従業員に対する刑事手続が開始されていることから、公表内容には一定の制約がある点にご留意ください。

2. 再発防止策

当社は、本件を厳粛に受け止め、以下の再発防止策を実施してまいります。

- (1) 経理手続きを主体とした内部統制制度の再点検及び運用の厳格化
- (2) 人員体制及び業務運営形態の見直し
- (3) コンプライアンス教育の充実

3. グループガバナンスの強化

台湾三國における再発防止策に加えて、グループガバナンス強化の施策を実施いたします。

4. 特別損失の計上及び連結業績に与える影響

本件は令和7年12月まで約15年間にわたり発生しており、連結業績に与える影響額は487百万円となります。

そのうち、令和2年3月期以前に係る金額については令和3年3月期の期首利益剰余金を減額し、令和3年3月期から令和8年3月期までの各期に係る金額については不正関連損失として特別損失に計上いたします。なお、令和8年3月期においては、特別損失として29百万円を計上しております。

5. 今後の対応

当社は、引き続き刑事手続に全面的に協力するとともに、被害金額の回収に努めてまいります。また、再発防止策を着実に実行し、信頼回復に努めてまいります。

以上

2026 年 5 月 29 日

調査結果概要書

本概要書は、株式会社ミクニ社内調査チーム代表である取締役 常務執行役員 藤森聰(コーポレート本部長、コンプライアンス委員長)が、当社代表取締役社長 生田久貴に提出した調査報告書のポイントを記載したものであります。

なお、「社内調査チームの調査結果及び再発防止策に関するお知らせ」に記載のとおり、本件については、元従業員に対する刑事手続が開始されており、公表内容には一定の制約があることから、概要書とさせていただきます。

当社社内調査チーム（以下「当調査チーム」といいます。）は、当社連結子会社である台湾三國股份有限公司（以下「台湾三國」といいます。）の元従業員による不正行為（以下「本件」）に関し、本件の事実経過の解明を進めてまいりましたので、下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 調査結果

(1) 本件の概要

当該元従業員は、台湾三國において経理業務全般を担当していた立場を利用し、2010年8月から2025年12月までの間、会社名義の銀行預金口座から自身名義の銀行預金口座への不正な資金移動を繰り返し行っていたことが確認されました。その総額は97百万台湾ドル（日本円換算 487百万円）になります。また、当該元従業員は、不正行為の実行にあたり、隠蔽を目的とした勘定操作等の巧妙な工作を行っていたことが判明しています。

(2) 組織的関与ないし社内協力者の有無等

当調査チームは、日本及び台湾の法律事務所を通じて、台湾三國の役員及び従業員に対するヒアリングを実施いたしました。また、台湾三國における情報機器類及び当該元従業員の通信記録等のデジタル情報について、フォレンジック調査を行いました。これらの調査の結果、当該元従業員以外の者が本件に協力した事実は確認されていません。

(3) 類似する事象の有無

当調査チームは、台湾三國以外においても、類似の事象が存在しないかを確認するため、当社内部統制室の指示のもと、国内外の子会社代表者による緊急調査を実施しました。その結果、本件以外に同様の事象は確認されませんでした。

(4) 原因分析

本件の発生要因について、以下のとおり分析しております。

- ・ 経理手続における牽制機能の観点の不足
- ・ 少人数体制下における担当者の長期固定化及び業務の属人化

(5) 調査の独立性及び客観性の確保

日本及び台湾の法律事務所、公認会計士事務所等の外部専門家の助言及びレビューを受けております。

以上